

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和4年7月19日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年10月18日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
農業総合研究センター水田農業研究所	前年度会計の監査において指摘された収入調定の誤りについて、改善を行っていないもの	精算についての正しい事務手続を組織全体で共有するとともに、人事異動時の事務引継において当該事務を重点項目に位置付け、再発防止を図っていく。 また、所管課である農業技術環境課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。
港湾事務所	未収金等の債権の管理が適切でないもの	督促期限（納期限後 20 日以内）に遅れないよう未収金担当と調定担当が連携し、原則、毎日財務会計システムで納入状況の確認を行っており、未収金の発生を確認した場合は、速やかに督促を行っている。
農林大学校	支出事務が適切でないもの	公所において、請求書受領の確認と管理の徹底について注意喚起を行うとともに、業務管理者において週間教育計画や研修実施計画と支出状況を突合し、支出未済の有無を確認する。また、毎月支払うものについては、一覧表を作成し支出状況を管理する。 また、所管課である農政企画課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。
	支出事務が適切でないもの	公所において、会計事務の取扱いについて改めて周知徹底するとともに、毎月1回実施する課内打合せの中で事務の進捗状況を報告し、把握する。 また、所管課である農政企画課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。

<p>農業総合研究センター畜産研究所</p>	<p>支出事務が適切でないもの</p>	<p>請求書の提出期限を定め、電話だけでなく面談などを含めて相手方と密に連絡を取り合うことを徹底するとともに、毎月の打合せにおいて事務の進捗状況を報告し、把握する。</p> <p>また、所管課である農業技術環境課が公所を訪問のうえ、事務指導を行う。</p>
<p>山形工業高等学校</p>	<p>事務執行体制が適切でないもの</p>	<p>再発防止のため、所属内で共有する「使用許可一覧」に、新たに「調定見込時期」欄を加え、業務管理者、業務総括者も確認を行う。また、使用許可に伴う光熱水費については、学校全体の電気料等の請求額を基に調定額を算定することから、毎月、支出担当者から使用許可担当者に請求書の写しを確実に提供し、請求の見落としによる遅延を防止する。</p>
	<p>契約の締結又は履行が適切でないもの</p>	<p>建設工事請負契約約款による契約が見込まれる場合、契約保証金の納付・免除手続に要する期間を考慮した発注スケジュールとする。また、業務管理者、業務総括者が契約保証手続の点検を行い、保証金受領等の後、発注担当者が契約について起案、決裁を受けることにより、ダブルチェックを徹底する。</p>